

ヒューマン Journal

自由同和会中央本部機関紙

URL: <http://jiyuudouwakai.jp>
E-mail: liberal@jiyuudouwakai.jp

第207号

発行所 自由同和会中央本部
〒102 東京都千代田区
-0093 平河町 2- 3- 2
TEL 03-5275-3641
FAX 03-5275-3642
編集発行人 平河 秀樹
発行日 年 4 回 (6・9・12・3 月)
定価 1 部 500 円 (送料別)
年間 2,000 円 (送料込)
振込 三菱東京UFJ銀行麹町中央支店
(普) 0366528
口座名 自由同和会中央本部事務局
平河秀樹

平成 25 年度幹部研修会と 定期中央省庁要請行動を実施

中央本部(会長 上田卓雄)では、11月21日午後2時から、自民党本部において平成25年度の幹部研修会を開催した。

司会を東京都本部の新井裕美子女性部長が務め、開会のあいさつを阪本孝義副会長が行った。
主催者代表のあいさつで上田卓雄会長は、昨年末に実施された衆議院議員選挙で、自民党の政権公約に「民



主催者を代表してあいさつする上田卓雄会長

主党の人権委員会設置法案には断固反対」と明記されたため、法務省は新たな人権救済機関の設置に関する法案を国会へ提出することを断念したが、一方では、「障害者差別解消法」や「いじめ防止対策推進法」の成立、「障害者の雇用の促進に関する法律」の改正、第3次の「障害者基本計画」の閣議決定など、人権社会の確立に向けた大きな前進もあった。

そんな折に、京都地裁から、東京の新たな大久保や大阪の鶴橋などで在日韓国・朝鮮人の人たちに對する、聞くに堪えない差別的な増悪表現、いわゆるヘイトスピーチを行っている団体の構成員が4年前に京都の朝鮮学校で行ったヘイトスピーチが、日本も批准している国連の「人種差別撤廃条約」の人種差別に該当するとして、朝鮮学校の周辺での街宣活動と1,200万円余りの損害賠償が命じられた。

国内法が整備されていたならば国連の「人種差別撤廃条約」を活用することはなかったはずで、新たな人権救済機関の設置を中心とする「人権擁護法案」が成立すれば、より一層人権が確立された社会に前進することから、問題点を打開する内容を模索しながらも、拙速にならず熟議

今号の内容	
平成 25 年度幹部研修会	1 P
定期中央省庁要請行動	2 P
幹部研修会への祝電	3 P
幹部研修会シンポジウム	3 P
都府県本部関係	4 P
要望事項	5 P ~ 9 P
灘本昌久さんの長期連載 10 話	10 P

を重ねていくと、決意を述べた。
つづいて、自民党を代表して、総務会長の野田聖子・衆議院議員からごあいさつをいただいた。

今回のシンポジウムは、「今後の運動はどうあるべきか」をメインテーマに、サブテーマに「差別解消の過程をうけて」として、パネリストに関西大学で社会学部教授をされている石元清英さんと、京都産業大学で文化学部教授をされている灘本昌久さんが、コーディネーターを平河秀樹中央本部事務局局長が務めた。閉会のあいさつを上田藤兵衛副会長が行い終了した。

※この研修会は、Ustreamにて開会から閉会までを完全生中継しましたが、この中継の録画を、自由同和会中央本部のホームページにて、ご視聴できますのでご覧ください。

定期中央省庁要請行動

中央本部（上田卓雄 会長）では、11月21日午前11時から正午までの1時間、関係省である法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省の4省へ、同和問題の早期完全解決にむけた定期中央省庁要請行動を、各都府県本部から、1班に1名の総勢84名が4班に分かれて行った。
国会開催中の公務多忙の中、要請行動の受け入れ態勢を整えられた各省の皆様には感謝を申し上げます。
なお、要望事項は5頁から掲載。

2班 国土交通省

班長 上田藤兵衛 副会長
副班長 藤本 周一 組織委員長
記録係 山口 勝広 事務局次長

国土交通省の出席者

大臣官房

人事課 課長補佐 竹内 重貴
総務課 係長 山下 隆道

総合政策局 安心生活政策課

課長補佐 東野 文人

都市局 街路交通施設課

課長補佐 竹内浩一郎

水管理・国土保全局

下水道事業課

課長補佐 澤田 洋一

道路局 環境安全課

課長補佐 柳澤 孝

住宅局 住宅総合整備課

課長補佐 川崎 伸義

住環境整備室

室長 北 真夫

課長補佐 野坂 和弘

4班 厚生労働省

班長 阪本 孝義 副会長
副班長 野口 賢二 人権委員長
記録係 上田 信輝 青年部長

厚生労働省の出席者

職業安定局

派遣・有期労働対策部企画課

就労支援室

補佐 塩田 尚志
係長 安藤 誠

高齢・障害者雇用対策部

障害雇用対策課

係長 小檜山綾那

社会・援護局

地域福祉課

係長 河野 健質

障害保健福祉部

障害福祉課

地域生活支援推進室 係員 山本さやこ

大臣官房

人事課

主査 園田 香織

国際課

主査 寺村 健作

食品安全部

企画情報課

係員 村上 聡子

2班 国土交通省

班長 上田藤兵衛 副会長
副班長 藤本 周一 組織委員長
記録係 山口 勝広 事務局次長

国土交通省の出席者

大臣官房

人事課 課長補佐 竹内 重貴
総務課 係長 山下 隆道

総合政策局 安心生活政策課

課長補佐 東野 文人

都市局 街路交通施設課

課長補佐 竹内浩一郎

水管理・国土保全局

下水道事業課

課長補佐 澤田 洋一

道路局 環境安全課

課長補佐 柳澤 孝

住宅局 住宅総合整備課

課長補佐 川崎 伸義

住環境整備室

室長 北 真夫

課長補佐 野坂 和弘

2班 国土交通省

班長 上田藤兵衛 副会長
副班長 藤本 周一 組織委員長
記録係 山口 勝広 事務局次長

国土交通省の出席者

大臣官房

人事課 課長補佐 竹内 重貴
総務課 係長 山下 隆道

総合政策局 安心生活政策課

課長補佐 東野 文人

都市局 街路交通施設課

課長補佐 竹内浩一郎

水管理・国土保全局

下水道事業課

課長補佐 澤田 洋一

道路局 環境安全課

課長補佐 柳澤 孝

住宅局 住宅総合整備課

課長補佐 川崎 伸義

住環境整備室

室長 北 真夫

課長補佐 野坂 和弘

2班 国土交通省

班長 上田藤兵衛 副会長
副班長 藤本 周一 組織委員長
記録係 山口 勝広 事務局次長

国土交通省の出席者

大臣官房

人事課 課長補佐 竹内 重貴
総務課 係長 山下 隆道

総合政策局 安心生活政策課

課長補佐 東野 文人

都市局 街路交通施設課

課長補佐 竹内浩一郎

水管理・国土保全局

下水道事業課

課長補佐 澤田 洋一

道路局 環境安全課

課長補佐 柳澤 孝

住宅局 住宅総合整備課

課長補佐 川崎 伸義

住環境整備室

室長 北 真夫

課長補佐 野坂 和弘

2班 国土交通省

班長 上田藤兵衛 副会長
副班長 藤本 周一 組織委員長
記録係 山口 勝広 事務局次長

国土交通省の出席者

大臣官房

人事課 課長補佐 竹内 重貴
総務課 係長 山下 隆道

総合政策局 安心生活政策課

課長補佐 東野 文人

都市局 街路交通施設課

課長補佐 竹内浩一郎

水管理・国土保全局

下水道事業課

課長補佐 澤田 洋一

道路局 環境安全課

課長補佐 柳澤 孝

住宅局 住宅総合整備課

課長補佐 川崎 伸義

住環境整備室

室長 北 真夫

課長補佐 野坂 和弘

2班 国土交通省

班長 上田藤兵衛 副会長
副班長 藤本 周一 組織委員長
記録係 山口 勝広 事務局次長

国土交通省の出席者

大臣官房

人事課 課長補佐 竹内 重貴
総務課 係長 山下 隆道

総合政策局 安心生活政策課

課長補佐 東野 文人

都市局 街路交通施設課

課長補佐 竹内浩一郎

水管理・国土保全局

下水道事業課

課長補佐 澤田 洋一

道路局 環境安全課

課長補佐 柳澤 孝

住宅局 住宅総合整備課

課長補佐 川崎 伸義

住環境整備室

室長 北 真夫

課長補佐 野坂 和弘

2班 国土交通省

班長 上田藤兵衛 副会長
副班長 藤本 周一 組織委員長
記録係 山口 勝広 事務局次長

国土交通省の出席者

大臣官房

人事課 課長補佐 竹内 重貴
総務課 係長 山下 隆道

総合政策局 安心生活政策課

課長補佐 東野 文人

都市局 街路交通施設課

課長補佐 竹内浩一郎

水管理・国土保全局

下水道事業課

課長補佐 澤田 洋一

道路局 環境安全課

課長補佐 柳澤 孝

住宅局 住宅総合整備課

課長補佐 川崎 伸義

住環境整備室

室長 北 真夫

課長補佐 野坂 和弘

2班 国土交通省

班長 上田藤兵衛 副会長
副班長 藤本 周一 組織委員長
記録係 山口 勝広 事務局次長

国土交通省の出席者

大臣官房

人事課 課長補佐 竹内 重貴
総務課 係長 山下 隆道

総合政策局 安心生活政策課

課長補佐 東野 文人

都市局 街路交通施設課

課長補佐 竹内浩一郎

水管理・国土保全局

下水道事業課

課長補佐 澤田 洋一

道路局 環境安全課

課長補佐 柳澤 孝

住宅局 住宅総合整備課

課長補佐 川崎 伸義

住環境整備室

室長 北 真夫

課長補佐 野坂 和弘

2班 国土交通省

班長 上田藤兵衛 副会長
副班長 藤本 周一 組織委員長
記録係 山口 勝広 事務局次長

国土交通省の出席者

大臣官房

人事課 課長補佐 竹内 重貴
総務課 係長 山下 隆道

総合政策局 安心生活政策課

課長補佐 東野 文人

都市局 街路交通施設課

課長補佐 竹内浩一郎

水管理・国土保全局

下水道事業課

課長補佐 澤田 洋一

道路局 環境安全課

課長補佐 柳澤 孝

住宅局 住宅総合整備課

課長補佐 川崎 伸義

住環境整備室

室長 北 真夫

課長補佐 野坂 和弘

2班 国土交通省

班長 上田藤兵衛 副会長
副班長 藤本 周一 組織委員長
記録係 山口 勝広 事務局次長

国土交通省の出席者

大臣官房

人事課 課長補佐 竹内 重貴
総務課 係長 山下 隆道

総合政策局 安心生活政策課

課長補佐 東野 文人

都市局 街路交通施設課

課長補佐 竹内浩一郎

水管理・国土保全局

下水道事業課

課長補佐 澤田 洋一

道路局 環境安全課

課長補佐 柳澤 孝

住宅局 住宅総合整備課

課長補佐 川崎 伸義

住環境整備室

室長 北 真夫

課長補佐 野坂 和弘

2班 国土交通省

班長 上田藤兵衛 副会長
副班長 藤本 周一 組織委員長
記録係 山口 勝広 事務局次長

国土交通省の出席者

大臣官房

人事課 課長補佐 竹内 重貴
総務課 係長 山下 隆道

総合政策局 安心生活政策課

課長補佐 東野 文人

都市局 街路交通施設課

課長補佐 竹内浩一郎

水管理・国土保全局

下水道事業課

課長補佐 澤田 洋一

道路局 環境安全課

課長補佐 柳澤 孝

住宅局 住宅総合整備課

課長補佐 川崎 伸義

住環境整備室

室長 北 真夫

課長補佐 野坂 和弘

2班 国土交通省

班長 上田藤兵衛 副会長
副班長 藤本 周一 組織委員長
記録係 山口 勝広 事務局次長

国土交通省の出席者

大臣官房

人事課 課長補佐 竹内 重貴
総務課 係長 山下 隆道

総合政策局 安心生活政策課

課長補佐 東野 文人

都市局 街路交通施設課

課長補佐 竹内浩一郎

水管理・国土保全局

下水道事業課

課長補佐 澤田 洋一

道路局 環境安全課

課長補佐 柳澤 孝

住宅局 住宅総合整備課

課長補佐 川崎 伸義

住環境整備室

室長 北 真夫

課長補佐 野坂 和弘

2班 国土交通省

班長 上田藤兵衛 副会長
副班長 藤本 周一 組織委員長
記録係 山口 勝広

幹部研修会への祝電

法務大臣 谷垣 禎一

衆議院議員

安藤 裕▽伊吹 文明▽大塚 高
司▽左藤 章▽竹本 直一▽田中
英之▽中山 泰秀▽宮崎 謙介

参議院議員

北川 イッセイ ▽二之湯 智

大阪府関係

知事 松井 一郎▽府議会議員団
幹事長 花谷 充愉
大阪市長 橋下 徹▽同市会議員
団幹事長 柳本 顕
堺市長 竹山 修身▽和泉市長
辻 ひろみち▽大阪狭山市長 吉田
友好▽交野市長 中田 仁公▽岸和
田市長 野口 聖▽四条畷市長 土
井 一憲▽吹田市市長 井上 哲也▽
大東市長 東坂 浩一▽高石市長
阪口 伸六▽寝屋川市長 馬場 好
弘▽枚方市長 竹内 脩▽阪南市長
福山 敏博▽八尾市長 田中 誠太
▽門真市長 園部 一成▽松原市長
澤井 宏文▽藤井寺市長 國下 和
男▽泉大津市長 伊藤 晴彦▽柏原
市長 中野 隆司▽守口市市長 西端
勝樹▽摂津市長 森山 一正▽河内
長野市長 芝田 啓治▽忠岡町長
和田 吉衛▽島本町長 川口 裕▽
田尻町長 原 明美▽能勢町長 山
口 禎▽太子町長 浅野 克己▽千
早赤阪村長 松本 昌親

京都府関係

京都府議会議員

府連幹事長 近藤 永太郎▽荒巻
隆三▽井上 重典▽尾形 賢▽菅谷
寛志▽二之湯 真土▽村田 正治▽
のせ まさひろ▽安田 守

京都市会議員

小林 正明▽桜井 泰広▽富き
くお▽中川 一雄▽西村 よしなお
▽山本 恵一▽吉井 あきら
元市議会議員 巻野 渡▽巻野

友彦

亀岡市長 栗山 正隆▽京丹後市
長 中山 泰▽宮津市長 井上 正
嗣▽南丹市長 佐々木 稔納▽向日
市長 久嶋 務▽与謝野町長 太田
貴美▽京丹波町長 寺尾 豊爾▽大
山崎町長 江下 傳明▽南山城村長
手仲 圓容
自民党京都府第六選挙区支部長
安藤 ひろし

和歌山県関係

知事 仁坂 吉伸

福岡県関係

人権・同和对策局長 橋本 利巳

熊本県関係

嘉島町長 荒木 泰臣▽同教育長
工藤 和之

シンポジウム

今回の幹部研修会でのシンポジウ
ムは、

メインテーマに、
「今後の運動はどうあるべきか」
サブテーマに、
「差別解消の過程をうけて」
パネリストとして、

関西大学社会学部教授

石元 清英

京都産業大学文化学部教授

灘本 昌久

コーディネーターに、
自由同和会中央本部事務局長

平河 秀樹

- 1. 現状の同和問題についての認識
環境整備・生活実態・国民の意識
- 2. 同和運動の成果と問題点の総括。



3名によるシンポジウム

ア. 水平社の結成から
戦前の活動停止まで

(差別の厳しい時期)

イ. 同和对策の特別立法が
始まり終了するまで

(生活環境など実態的差別的
解消がされた時期)

ウ. 同和对策の特別立法が
終了して今日まで

(同和对策から人権問題へ
移行されてきた時期)

3. 社会に影響を与えたと

思われる事象

4. 今後は何を目標に活動すべきと
思われますか

以上の4点について、多面的な角
度からのご意見をいただくことも
に、示唆に富んだ貴重なご意見もい
ただいた。



平河秀樹 事務局長



灘本昌久 教授



石元清英 教授

様

同和問題の早期完全解決にむけた要望書

貴台におかれましては、平素より同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の早期完全解決を図るために、各種施策を講じていただき厚く感謝を申し上げます。

さて、33年間に渡り続けられてきました同和対策の特別措置法が、失効して11年が過ぎ、地方公共団体では施策の見直しや廃止など、同和対策の終結に向けた取り組みが始まっていますが、差別事象が減少し、解決の過程にあるものの、同和問題は完全に解決されたわけではなく、また、昨今の格差社会は同和地区も例外ではなく、特に同和地区は、同和対策事業に依存した建築・土木業に従事する人が多く、同和対策立法の終結や公共事業の減少から、不安定な就労形態になっています。

よって、1996年の「地対協」意見具申では、「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘しており、また、「特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組の放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる」としておりますので、格差が残っている場合、或いは、格差を生じている場合には、格差を是正するために、一般対策を拡充されますよう要望いたします。

一方、同和問題の最大の壁であった結婚については、各地方公共団体の実態調査によれば、25歳未満の結婚については80%以上が同和関係者以外の人と結婚しており、また、その際には70%以上の人全く反対がなかったとしています。混住化でも平成5年の全国実態調査で既に41.4%と同和関係者が少数になっており、最近では同和地区内に建設された公営住宅の一般開放が促進されるなど、混住も一層進んでいます。

この状態を完全解決に繋げるには、「未だに部落差別は根深く厳しい」というマイナス面を強調する常套句を見直し、同和対策や人権対策で成果があったプラス面を強調する、同和問題の実情に即した内容に改めることが必要不可欠であると思料されます。

今年の通常国会(第183回)では、「いじめ防止対策推進法」や「障害を理由とする差別の解消に関する法律」が新たに成立し、「障害者の雇用の促進に関する法律」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が一部改正されるなど、人権確立社会へ大きく前進しました。

しかし、「障害者差別解消法」では、障害者に対する差別言動をも法律の対象に加えてほしいとの意見もありましたが、「人権擁護法案」に結びつく可能性があるとして、法律の対象から除外されました。

折しも昨今メディアに取り上げられている、一部団体によるいわゆるヘイトスピーチに関して、10月7日に京都地方裁判所において、「人種差別撤廃条約」に規定する人種差別に該当するとして、街宣の禁止と1,200万円余りの損害賠償を命じましたが、ヘイトスピーチ等の言動に関して国内法が整備されていたならば、「人種差別撤廃条約」を持ち出す必要はなかったはずで

す。このことから、簡易・迅速・柔軟に人権救済を図る目的の国家行政組織法の第3条委員会としての「人権委員会」の設置を中心とする「人権擁護法案」の成立の必要性が明確になったものと思われますので、一日も早く「人権擁護法案」が成立し、「人権委員会」が設置されるようご尽力を賜りたくお願い申し上げます。

平成 25 年年 11 月 21 日

自由同和会中央本部
会長 上田 卓雄

法 務 省

1. 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に則り、本年6月に平成25年度版の「人権教育・啓発白書」が出されたが、これらを踏まえ、
 - ア. 新たな施策並びに予算は拡充されるのか。
 - イ. 地方公共団体への財政上の措置は拡充されるのか。
 - ウ. 法務省内外の職員に対する研修体制や規模は拡充されるのか。また、国民に対する研修体制や規模は拡充されるのか。
 - エ. 他の省庁へはどのような指導をされるのか。
 - オ. 同和問題の最大の壁であった結婚についての最近の調査では、25歳未満の通婚率は80%を超えており、更に、結婚に際して全く反対はなかったとする人が70%に達していること、混住率も40%を下回り同和関係者以外の人達が同和地区では多数になっていること。これらを勘案すれば、今や同和問題は完全に解決の方途にあると断定できることから、今後はマイナス面である差別を強調するのではなく、前記したプラス面を強調する内容の人権教育・啓発を推進されたい。

なお、人権教育・啓発白書では平成23年版から全文を加筆され、啓発冊子の人権の擁護では平成24年度版から、同和問題の現状について見直しをされているが、もう一段の見直しをされたい。
 - カ. 平成24年の同和問題に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数が110件になっているが、その人権侵犯の内訳(落書き、発言、電話、投書、結婚、就職など)を報告されたい。
2. いわゆるヘイトスピーチが京都地裁で違法とされたが、差別や虐待などの人権侵害の被害者を、簡易・迅速・柔軟に救済する新たな人権救済制度としての「人権委員会」を創設されたい。
3. (財)人権教育啓発推進センターで、国家・地方公務員や企業の担当者が常時研修できるよう、人的整備も含めホールや会議室を持つ自前の独立した施設を早期に整備されたい。また、本センターがナショナルセンターになるよう、すべての都道府県に人権教育啓発推進センターが設置されるよう指導されるとともに、財政的措置を講じられたい。
4. 最高裁で違憲とされた非嫡出子の相続はもとより、選択制夫婦別姓や夫婦の共有財産の平等性、破綻主義の導入及び再婚期間の短縮や婚姻年齢の引き上げ等を柱にする女性の人権保障を含む民法改正を早急にされたい。
5. 同和問題解決を阻害するエセ同和行為をなくすため、エセ同和連絡協議会が中央と都道府県に設置されているが、昨年の活動状況を報告されたい。
6. 福島県の原子力発電所の事故で放射線物質が拡散したことで、放射線による風評被害が続出していることに鑑み、これ以上風評被害による差別や偏見が露呈しないよう、全国民を対象に放射線に関する教育・啓発を促進されたい。
7. 学校におけるいじめ問題については、「いじめ防止対策推進法」が成立し、9月28日から施行されているが、法の条文に関係機関との連携強化が謳われ、特に、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備が求められることから、その体制の拡充をされたい。

文 部 科 学 省

1. 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に則り、本年 6 月に平成 25 年度版の「人権教育・啓発白書」が出されたが、これらを踏まえ、
 - ア. 新たな施策並びに予算は拡充されるのか。
 - イ. 文科省内外の職員と教員に対する研修体制や規模は拡充されるのか。また、社会教育や家庭教育などを通して実施される国民に対する教育啓発は拡充されるのか。
 - ウ. 他の省庁へはどのような指導をされるのか。
 - エ. 人権教育を担うセクションを設置されるとともに、学習指導要領に人権教育の項を設けられたい。
 - オ. 人権教育啓発を積極的に推進するために、社会教育主事のような一定基準を満たす人権教育啓発指導員（仮称）の資格を授与する制度を創設されたい。
 - カ. 同和問題の最大の壁であった結婚についての最近の調査では、25 歳未満の通婚率は 80% を超えており、更に、結婚に際して全く反対はなかったとする人が 70% に達していること、混住率も 40% を下回り同和関係者以外の人達が同和地区では多数になっていること。これらを勘案すれば、今や同和問題は完全に解決の方途にあると断定できることから、今後はマイナス面である差別を強調するのではなく、前記したプラス面を強調する内容の人権教育・啓発を推進されたい。
2. 奨学事業について
 - ア. 都道府県に移管された、高等学校の奨学金事業の実施状況を報告されるとともに、貧困で進学を断念する生徒をなくすため、給付型の制度を創設されたい。
また、日本学生支援機構が実施する奨学制度の成績条項を撤廃するとともに、返還免除規定を設けられたい。また、遺漏者がなきよう十分な予算を確保されたい。
 - イ. 各種専門学校も対象にされたい。
3. 老朽化が目立つ教育集会所について、補修・改築ができる制度を設けられたい。
4. 「障害者差別解消法」の成立から、インクルーシブ教育が一層促進されることから、車イスを使用する児童・生徒が快適に学校生活をおくれるよう、学校内部のバリアフリーを積極的に推進されたい。
また、2020 年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されることから、多くの障害者が各種スポーツに参加できるよう、物理的な面の改善は勿論のこと、心のバリアフリーも大切であるので、スポーツ施設の共同利用ができる環境を整えられたい。
5. いじめ問題に関しては、「いじめ防止対策推進法」が成立施行され、いじめ防止基本方針が策定されたことから、地方公共団体や学校での基本方針の策定が徹底されるよう指導されたい。
また、地方公共団体に設置される「いじめ問題対策連絡協議会」及び学校に設置される「いじめの防止等の対策のための組織」が速やかに設置されるよう徹底した指導をされたい。
6. 教育バウチャー制度や学校選択導入などの教育改革については、学区制が基礎になっているコミュニティを崩壊させる恐れがあることから慎重に対処されたい。
7. 福島県の原子力発電所の事故で放射線物質が拡散したことで、放射線による風評被害が続出していることに鑑み、これ以上風評被害による差別や偏見が露呈しないよう、国民を対象に放射線に関する教育・啓発を促進されたい。

厚生労働省

1. 一般対策へ移行され11年が経過したが、事業の進捗状況を報告されたい。また、新規事業や一般対策に工夫を加えた事業があれば報告されたい。
2. 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に則り、本年6月に平成25年度版の「人権教育・啓発白書」が出されましたが、これらを踏まえ、厚生労働省内外の職員に対する研修体制や規模は拡充されるのか。
また、関係諸団体や国民に対する研修体制や規模は拡充されるのか。
なお、出先機関に対しては、どのような指導をされているのか報告されたい。
3. 同和問題の最大の壁であった結婚についての最近の調査では、25歳未満の通婚率は80%を超えており、更に、結婚に際して全く反対はなかったとする人が70%に達していること、混住率も40%を下回り同和関係者以外の人達が同和地区では多数になっていること。これらを勘案すれば、今や同和問題は完全に解決の方途にあると断定できることから、今後はマイナス面である差別を強調するのではなく、前記したプラス面を強調する内容の人権教育・啓発を推進されたい。
4. 「障害者差別解消法」が成立したことで、すべての公的施設は法律の対象になることから、人権のまちづくりの拠点である隣保館を障害者や高齢者が利用し易いようにするため、バリアフリー化を一層促進されるとともに、運営費の補助については、実績や実情に応じた配分をされたい。
また、特定の団体や人達だけが利用するのではなく、あらゆる人達・団体が利用できるオープンな施設に隣保館がなるよう強力な指導をされたい。
なお、「障害者差別解消法」の基本方針の策定については、厚生労働省所管のすべての分野を対象に取り入れたい。
5. 公正採用選考人権啓発推進員を設置する企業の達成率を報告されたい。また、現在の100名以上を50名以上に企業の規模を引き下げられ、推進員を設置する企業の数を増やされたい。
なお、推進員に対する研修の中身を見直し、推進員が企業内でトップをはじめとする役員や従業員に、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を解決するための研修ができるよう情報なども提供されたい。
また、就職活動の面接の際に、家族に関する質問やセクハラまがいの質問など、不適切な質問を行っている企業が存在することから、強力な指導をされるとともに、統一応募用紙を使用するよう徹底されたい。
6. 就職差別をなくす取組を強化するために、ILO第111号条約を批准し、国内法を整備され、各種施策を拡充されたい。
7. 公営住宅で死亡して幾日か過ぎて発見される孤独死をなくすために、国土交通省と連携をとり対処されたい。
8. 福島県の原子力発電所の事故で放射線物質が拡散したことで、放射線による風評被害が続出していることに鑑み、これ以上風評被害がでないよう、全国民を対象に放射線による健康への影響や食品に関する啓発を促進されたい。
9. 障害者の雇用に関しては、今年度から法定雇用率が引き上げられるとともに、「障害者の雇用の促進に関する法律」が本年改正され、精神障害者も今後対象になり、更に法定雇用率が引き上げられると思われ、障害者の雇用が一層促進されるが、違反する企業がなきよう指導を徹底されたい。
10. 障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律が本年10月から施行されたが、本法律では学校及び保育所等や医療機関については、通報義務がないので、定義の障害者虐待に加えられたい。

国 土 交 通 省

1. 一般対策へ移行され 11 年が経過したが、事業の進捗状況を報告されたい。また、新規事業や一般対策に工夫を加えた事業があれば報告されたい。
2. 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に則り、本年 6 月に平成 25 年度版の「人権教育・啓発白書」が出されましたが、これらを踏まえ、国土交通省内外の職員に対する研修体制や規模は拡充されるのか。
また、関係諸団体や国民に対する研修体制や規模は拡充されるのか。
なお、出先機関に対しては、どのような指導をされているのか報告されたい。
3. 同和問題の最大の壁であった結婚についての最近の調査では、25 歳未満の通婚率は 80% を超えており、更に、結婚に際して全く反対はなかったとする人が 70% に達していること、混住率も 40% を下回り同和関係者以外の人達が同和地区では多数になっていること。これらを勘案すれば、今や同和問題は完全に解決の方途にあると断定できることから、今後はマイナス面である差別を強調するのではなく、前記したプラス面を強調する内容の人権教育・啓発を推進されたい。
4. 同和向け公営・改良住宅について
 - ア. 今後の展望を示されたい。
 - イ. 応能応益の家賃制度を実施している地方公共団体の割合を示されたい。
 - ウ. 同和関係者以外にも開放している地方公共団体の割合を示されたい。
 - エ. 若年層が転出し、急激な高齢化が進むなか、一般に開放し、公募制を取り入れ、若年層を取り込むための施策として、例えば、新婚家庭や妊婦がいる家族を優先するとともに、家賃の割引をするなどの新たな制度を考慮されたい。
 - オ. 建替えを行う場合には、スムーズに実施できるよう十分な予算を確保されたい。
 - カ. 払い下げを積極的に促進するため、起債の一括返還や住民の合意形成など、各種規制の緩和、若しくは、撤廃されるとともに、損失額を地方公共団体に補てんする制度を創設されたい。
 - キ. 更地にし、土地を分譲するような制度を考慮されたい。
 - ク. 死亡して幾日か過ぎて発見される孤独死をなくすために、厚生労働省と連携をとり対処されたい。
 - ケ. 公営・改良住宅の管理を未だに地区の自治会や運動団体の役員に任せている地方公共団体があるが、混住化の促進や不正行為をなくすため、地方公共団体が管理・運営するよう強力な指導をされたい。
また、家賃の滞納が顕在化しているので、地方公共団体が滞納をなくす取り組みを強化するよう指導されたい。
5. 「障害者差別解消法」の成立で、基本方針が平成 27 年度までに策定され、平成 28 年度から施行されるが、基本方針の策定に関しては、国土交通省が所管するあらゆる分野を対象として取り入れ、バリアフリーを一層促進し、障害者や高齢者と共生できるノーマライゼーションを達成されたい。
また、公的施設などのバリアフリーは義務になるが、民間の施設は努力義務になるので、バリアフリー化がより一層促進されるよう、「新バリアフリー法」(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)の改正をも視野に入れ、施策や予算の拡充をされたい。
6. 福島県の原子力発電所の事故で放射線物質が拡散したことで、放射線による風評被害が続出していることに鑑み、これ以上福島県への観光や福島県民の住宅入居などを排除する風評被害がでないよう、全国民を対象に放射線に関する啓発を促進されたい。

部落解放運動四十年を振り返って⑩
「多い方がいい」からの脱却

灘本 昌久

私が、高校生の時から部落解放運動に関わって以来、しばらくの間は、部落解放同盟の公式理論に特別の批判や違和感を感じたことはなかった。

当時の私は、部落差別は支配者階級が人民を支配するために、意図的に助長拡大しているという、まったくの政治起源論で考えていたのである。しかし、一方で、大学に入學した一九七六年から、大学の近くの部落解放同盟錦林支部で活動を続ける中で、いろいろと考え直すことも出てきた。特に一九八〇年代に入ってから、認識を改めたことも増えてきたように思う。本を読んで観念的に考えているうちは、それほど深まっではないのだが、地域で具体的に活動して、部落大衆の日々の生活に接すると、いやおうなく考えさせられる。その一つが、同和事業の行き過ぎである。もちろん、前に述べた北九州市での解放同盟による土地転がしなども問題なのだが、そうした組織の上の方での「腐敗」とかいう問題ではなく、大衆の生活レベルでの同和事業の悪影響である。

その例のひとつが、「特別就学奨励費」だ。これは、部落の子どもたちが学校に行くに当たって、文房具など学校での必要品を買うために行政が費用を補助するというものだ。部落がおしなべて貧困のど

ん底にあるころは、たいして問題ではなかった事業である。しかし、一九八〇年代に入ると、部落の生活レベルが改善され、特就費「余る」という事態が起こってきたのである。そして、運動側は、必要になつた事業を積極的に返上・整理せず、同和事業を際限なく拡大する方向を変えなかった。従って、同和事業「先進地」では、余つた特就費で、必要な文房具や不必要な衣類（ジャージなど）を買うことになつてしまつたケースも耳にするようになった。部落外の子どもたちが変えないようなキャラクターつき文具を、部落の子どもたちは潤沢に買い与えられることになつてしまつたのである。まだ、使える消しゴムなどがあるのに、そこに重ねて買い与えられる。小さなことではあるのだが、子育ての原則からすると、大いに問題である。部落の子どもたちは、欲しくても変えない時代から、一足飛びに使い捨てを強制されるような環境に置かれたのである。部落解放運動を階級闘争の一環とだけ考えていると、事業の取り過ぎにはさしたる問題もないのだが、一人一人の人間の向上を考えると、過大な同和事業は大いに問題であつた。物を大事にしたり儉約することを軽んじる同和事業とはいつたい何なのかということである。

これと似た事例に、同和事業で安く抑えられてきた公共サービスの数々がある。例えば家賃の問題だ。

私は、学生の中から大学を卒業してしばらくの間、錦林支部の近くに下宿していた。しかし、結婚して子どもが出来る時、さすがに下宿みたいなアパートでは狭いし、赤ん坊の泣き声がつつぬけのような板壁に住むことも出来ず、京都の中心部から数キロ南の伏見区にある公団住宅に引越すことにした。そのことを副支部長（この連載⑧回に出てくる「猜疑心」について教えてくれたS氏である）に報告すると、「そうか引越すか。公団やつたら家賃はだいぶとるやろう。二万円ぐらいとるか」という反応だつた。私は思わずのけぞつた。当時の一般的な公団住宅で3DKだと、家賃は七万円前半である（正確にいうと、五万円後半から傾斜家賃で徐々に上がつていき、五年かけて七万円前半になる）。ひよつとして、八万円台に乗つていたかも知れない。このS氏は、決して常識に欠けたり、世事にうとい人ではない。そのS氏にして、世間の人がどれぐらい高い家賃に四苦八苦ししているか、知らないのである。同和事業づけになつていると、これほど世間の経済観念から遠ざかつてしまふのかと、どんよりと、暗い思いにかられてしまつた。

京都市の改良住宅（同和事業としての公営住宅の初期のもの）の家賃は、一九五〇年代に建てられてから値上げをされずに八〇〇円ほどのまま一九八〇年ごろまで来ていたと記憶する（後に建てられた「同和向け

公営住宅」は、違う法律で建てられていて、もう少しばかり高い。といても、世の中の相場からいえば、うんと安いのだが）。物価はその間、何倍にも値上がりしていたので、実質は相当な値下げである。

この「事件」は、私を大いにまどわせた。これだけではない。同和事業の一事が万事、こんな調子である。しかも、当時の京都市内の部落住民たちの相当数が公務員として京都市役所に雇われていたので、夫婦共働きだと一〇〇万円を超える年収があるのにである。大阪市の事例では、家賃の安い分や、子どもたちの奨学金など、かれこれの個人給付を合わせると、五人家族で年間数百万円が部落の家庭に投入されていたという。

確かに、戦前の調査では、京都市の部落の世帯収入は、京都市平均の四分の一の時があつた。日本がまだまだ貧しかった時代の四分の一だから、たいへんな貧しさである。そうした時代背景から出てきた同和事業の低料金政策は、やむをえなかつたことでもあるし、そもそもないところから、取りよつてもなかつただろう。しかし、一九八〇年代になつたころは、明らかに違つてきていた。漫然と安いことはいいことだと同和事業を続けることは、部落民から勤勉や貯蓄の精神を奪い、公費でその日暮らしの放漫家計を奨励しているようなものであつた。

（続く）